

○ 中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「体質強化交付等要綱」という。）第3の1の（1）のイの（カ）並びに漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6水推第1554号農林水産事務次官依命通知。以下「復興支援交付等要綱」という。）第4の1の（2）のオの中小漁業経営支援協議会の設置について、下記のとおり定めたので、事業の実施につき遺漏のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 目的</p> <p>中小漁業経営支援協議会（以下「協議会」という。）は、改革計画、操業転換方針、<u>復興計画</u>又は長期的な代船建造計画に参加しようとする漁業者及び養殖業者の経営の改善計画又は再建計画について、経営の専門家が計画策定支援及び実行指導を行い、計画の実効性及び迅速性をより高めることを目的とする。</p> <p>第2 協議会</p> <p>1 組織</p> <p>（1）協議会は、プロジェクト運営者（体質強化交付等要綱第</p>	<p>水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「体質強化交付等要綱」という。）第3の1の（1）のイの（カ）並びに漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6水推第1554号農林水産事務次官依命通知。以下「復興支援交付等要綱」という。）第4の1の（2）のオ<u>及び第4の2の（2）のオ</u>の中小漁業経営支援協議会の設置について、下記のとおり定めたので、事業の実施につき遺漏のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 目的</p> <p>中小漁業経営支援協議会（以下「協議会」という。）は、改革計画、操業転換方針、<u>漁業復興計画、養殖復興計画</u>又は長期的な代船建造計画に参加しようとする漁業者及び養殖業者の経営の改善計画又は再建計画について、経営の専門家が計画策定支援及び実行指導を行い、計画の実効性及び迅速性をより高めることを目的とする。</p> <p>第2 協議会</p> <p>1 組織</p> <p>（1）協議会は、プロジェクト運営者（体質強化交付等要綱第</p>

3の1の(1)のイの(カ)の規定により定める協議会にあっては、同第3の1の(1)のイに規定する「地域プロジェクト運営者」を、復興支援交付等要綱第4の1の(2)のオの規定により定める協議会にあっては、復興支援交付等要綱第4の1の(2)に規定する「地域復興プロジェクト運営者」をいう。以下同じ。)の役員及び株式会社日本政策金融公庫、漁業系統金融機関、銀行その他の中小漁業者の経営を支援する機関の役員又は職員からプロジェクト運営者が任命する委員をもって組織するものとする。

(2)～(9) (略)

(10) (9)の別紙様式例1中の「地域プロジェクト運営者」とあるのは、復興支援交付等要綱第4の1の(2)のオの規定により協議会を設置するときは、「地域復興プロジェクト運営者」と読み替えるものとする。

(11)・(12) (略)

## 2 手続

(1) (略)

(2) (1)の申請は、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け2

3の1の(1)のイの(カ)の規定により定める協議会にあっては、同第3の1の(1)のイに規定する「地域プロジェクト運営者」を、復興支援交付等要綱第4の1の(2)のオの規定により定める協議会にあっては、復興支援交付等要綱第4の1の(2)に規定する「地域漁業復興プロジェクト運営者」を、復興支援交付等要綱第4の2の(2)のオの規定により定める協議会にあっては、復興支援交付等要綱第4の2の(2)に規定する「地域養殖復興プロジェクト運営者」をいう。以下同じ。)の役員及び株式会社日本政策金融公庫、漁業系統金融機関、銀行その他の中小漁業者の経営を支援する機関の役員又は職員からプロジェクト運営者が任命する委員をもって組織するものとする。

(2)～(9) (略)

(10) (9)の別紙様式例1中の「地域プロジェクト運営者」とあるのは、復興支援交付等要綱第4の1の(2)のオの規定により協議会を設置するときは、「地域漁業復興プロジェクト運営者」と、復興支援交付等要綱第4の2の(2)のオの規定により協議会を設置するときは、「地域養殖復興プロジェクト運営者」と読み替えるものとする。

(11)・(12) (略)

## 2 手続

(1) (略)

(2) (1)の申請は、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け2

0水管第2908号水産庁長官通知。以下「漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領」という。)第3の2の(2)のエの地域プロジェクト運営事業又は漁業・養殖業復興支援運営事業実施要領(令和8年4月7日付け7水推第1633号水産庁長官通知。以下「漁業・養殖業復興支援運営事業実施要領」という。)第3の2の(2)のエの地域復興プロジェクト運営事業の実施計画の申請と同時に行うことができる。その場合、当該地域プロジェクト運営事業又は当該地域復興プロジェクト運営事業の実施計画に、この協議会に係る事項についても記載するものとする。

(3)～(7) (略)

### 第3 協議会の業務等

#### 1 (略)

2 支援業務部門は、次に掲げる業務を行う。

(1)～(4) (略)

(5) 中小漁業者の地域プロジェクト又は地域復興プロジェ

0水管第2908号水産庁長官通知。以下「漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領」という。)第3の2の(2)のエの地域プロジェクト運営事業、漁業復興支援運営事業実施要領(平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知。以下「漁業復興支援運営事業実施要領」という。)第3の2の(2)のエの地域漁業復興プロジェクト運営事業又は養殖復興支援運営事業実施要領(平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知。以下「養殖復興支援運営事業実施要領」という。)第3の2の(2)のエの地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画の申請と同時に行うことができる。その場合、当該地域プロジェクト運営事業、当該地域漁業復興プロジェクト運営事業又は当該地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画に、この協議会に係る事項についても記載するものとする。

(3)～(7) (略)

### 第3 協議会の業務等

#### 1 (略)

2 支援業務部門は、次に掲げる業務を行う。

(1)～(4) (略)

(5) 中小漁業者の地域プロジェクト、地域漁業復興プロジェ

クトの実施に係る相談又は指導

(6) (略)

3 (略)

第4 その他

- 1 協議会に係る毎年度の事業計画、事業実施結果報告の取扱いについては、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領第3の2の(2)のエからカ及び漁業・養殖業復興支援運営事業実施要領第3の2の(2)のエ、カに定めるところによるものとする。その際、協議会に係る事業実施結果報告は、別記様式第2号による中小漁業経営支援協議会活動報告書を添付して行うものとする。
  
- 2 協議会に係る助成金の交付については、体質強化交付等要綱第3の1の(1)のイ並びに復興支援交付等要綱第4の1の(2)に定めるところによるものとする。

クト又は地域養殖復興プロジェクトの実施に係る相談又は指導

(6) (略)

3 (略)

第4 その他

- 1 協議会に係る毎年度の事業計画、事業実施結果報告の取扱いについては、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領第3の2の(2)のエからカ、漁業復興支援運営事業実施要領第3の2の(2)のエ、カ及び養殖復興支援運営事業実施要領第3の2の(2)のエ、カに定めるところによるものとする。その際、協議会に係る事業実施結果報告は、別記様式第2号による中小漁業経営支援協議会活動報告書を添付して行うものとする。
  
- 2 協議会に係る助成金の交付については、体質強化交付等要綱第3の1の(1)のイ並びに復興支援交付等要綱第4の1の(2)及び第4の2の(2)に定めるところによるものとする。

附 則 (令和8年4月7日付け7水推第1654号)

この通知は、令和8年4月7日から施行する。